

○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(平成二十四年二月三日)

(厚生労働省令第十五号)

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の十八第三項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(平二四厚労令一二六・改称)

(定員の遵守)

第三十九条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(平二四厚労令一三二・令六内府令五・一部改正)